

運動部活動 指導の 手引



令和2年(2020年)3月 改訂版
熊本県教育委員会

はじめに

部活動は、学校教育の一環として、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、高い教育的効果を発揮してきました。

特に、運動部活動は、我が国のスポーツ振興を大きく支えるとともに、体力や技能の向上を図る目的以外にも、人間関係の構築や学習意欲の向上、自己肯定感・責任感・連帯感の涵養など生徒の多様な学びの場として大きな教育的意義を果たしてきました。

今回の中学校及び高等学校学習指導要領の改訂では、これまでの部活動の在り方に加え、学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意すること、学校教育が目指す資質・能力の育成に資すること、学校や地域の実態、教員の勤務負担感軽減の観点を考慮しつつ、部活動指導員をはじめ地域の人々の協力や各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制を整えることなどの視点が示されました。

また、実施に当たっては、生徒が参加しやすい実施形態、バランスのとれた生活や成長への配慮、心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止への留意等もこれまで以上に必要とされます。

これらの内容を踏まえ、平成30年3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されました。本県では、このガイドラインを受け、中学校及び高等学校における運動部活動の指針を改正及び策定しました。

本書は、新学習指導要領及びガイドライン、本県における運動部活動の指針を踏まえて作成しました。各学校においては、本書の効果的な活用により、学校及び生徒の実態等に応じて、合理的でかつ効率的・効果的な指導の充実を図るとともに、持続可能な指導・運営に係る体制の構築が早急に整備されますようお願いいたします。

令和2年（2020年）3月

熊本県教育庁教育指導局体育保健課

目次

はじめに

1 中学校及び高等学校における運動部活動の指針

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 中学校における運動部活動の指針 | 1 |
| (2) 高等学校における運動部活動の指針 | 4 |

2 適正で魅力ある運動部活動の実施に向けて

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 運動部活動の意義と留意点 | 1 1 |
| (2) 運動部活動の現状 | 1 2 |
| (3) 生徒の発育発達と運動部活動 | 1 3 |
| (4) 学校における運動部活動指導体制の確立 | 1 6 |
| (5) 運動部活動の指導の手順 | 1 7 |
| (6) 顧問の役割等 | 1 8 |
| (7) 地域人材等の活用 | 2 0 |
| (8) 安全管理と事故防止 | 2 1 |
| (9) 体罰・ハラスメント等の許されない指導の防止 | 2 4 |

3 Q&A

- | | |
|--|-----|
| (1) 運動部活動の位置づけはどうか。 | 2 5 |
| (2) 練習試合や大会等に参加する場合は、どのようなことに留意すればよいか。 | 2 6 |
| (3) 諸事情により顧問が部活動中に参加できない場合は、どのように対応すればよいか。 | 2 7 |
| (4) 複数校合同の運動部活動、複数校合同チームとはどのようなものか。 | 2 8 |
| (5) 部活動中に事故（けが等）が発生した場合は、どのように対応すればよいか。 | 2 9 |
| (6) 保護者や地域の方から運動部活動に関する相談等があった場合は、どのように対応すればよいか。 | 3 0 |
| (7) 運動部活動の運営に係る経費の運用は、どのようなことに留意すればよいか。 | 3 1 |
| (8) 外部人材の活用はどのようなものがあるか。 | 3 2 |
| (9) 生徒が大会等に参加する時の交通手段はどのようにすればよいか。 | 3 3 |

4 各種様式

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 各部活動が作成する活動計画の参考例（中学校・高等学校） | 3 4 |
| (2) 児童生徒の国外における運動競技会等への参加について（報告） | 3 6 |
| (3) 県外における運動競技会参加届（県立学校用） | 3 6 |
| (4) 県外における練習試合（合宿等）実施届（県立学校用） | 3 7 |

5 事故の発生状況

6 資料

- | | |
|--|-----|
| (1) 運動部活動の成立過程と取扱いの変遷 | 4 1 |
| (2) 中・高等学校学習指導要領、中学校学習指導要領解説保健体育編及び高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編における「運動部活動」の記載内容 | 4 2 |
| (3) 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 | 4 5 |
| (4) 「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」 | 7 0 |
| (5) 運動部活動に関する通知等 | 8 2 |
| (6) 部活動指導員の制度化について | 9 3 |

本書の活用に当たって

本書は、「中学校及び高等学校における運動部活動の指針」「適正で魅力ある運動部活動の実施に向けて」「Q & A」「各種様式」「事故の発生状況」「資料」で構成しました。

- 1 「中学校及び高等学校における運動部活動の指針」について
中学校においては平成30年7月26日に改正したものを、高等学校においては平成31年3月7日に改正したものを示しました。
- 2 「適正で魅力ある運動部活動の実施に向けて」について
平成29年7月に告示された学習指導要領及び、平成30年3月にスポーツ庁から示された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、本県の運動部活動の指針を踏まえ、適正で魅力ある運動部活動の実施のために、学校の指導体制の整備や顧問の役割等について示しました。
- 3 「Q & A」について
大会参加及び活動中の事故等、保護者との連携についてなどQ & A形式で示しました。
- 4 「各種様式」について
部活動の活動計画及び報告例や各種競技会参加に係る実施届等を示しました。
- 5 「事故の発生状況」について
本県の事故発生状況、平成30年度の全国の学校管理下死亡の発生件数について示しました。
- 6 「資料」について
運動部活動の変遷をはじめ、中学校、高等学校学習指導要領抜粋や本県のスポーツ活動の基本方針、運動部活動に関する通知等の資料を示しました。